

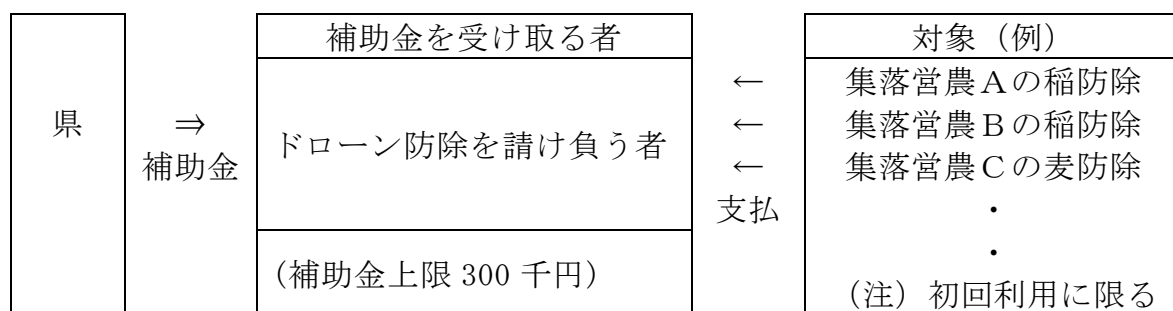
農業支援サービストライアル事業（かんたん解説）

スマート農業機器や資格を持っていなくても、最新の省力技術を活用できる「農業支援サービス」の利用を促進します。

【内容の御紹介】

作業受託者（農業支援サービス事業体）に対し、費用の一部を助成します。

- （１）事業実施主体（補助金を受け取る者のこと）
農業支援サービス事業体（民間事業者、JA 等ドローンを運用する側）
- （２）対象となる作業
 - ① 水稻・麦・大豆・野菜へのドローン防除（集落営農組織に限る）
 - ② 果樹へのドローン防除（認定農業者及び認定新規就農者に限る）



（注意）継続利用している集落営農組織への作業・契約は補助の対象となりません。

- （３）補助対象の経費
ドローンによる防除作業に係る費用（補助金は後払となります）

【計算方法】

- ① 稲・麦・大豆・野菜
定額（800 円/10a）又は補助対象経費の 1/2 以内のいずれか低い額
（一つの集落営農当たり 50 千円を積算の上限とする）
- ② 果樹
定額（3,000 円/10a）又は補助対象経費の 1/2 以内のいずれか低い額
（一つの経営体当たり 50 千円を積算の上限とする）

【集落営農、農家（委託者）から見たポイント】

補助事業に関する事務処理はありません。

防除の外部委託に際し、初回お試し価格でサービスを受けられます。

【お問い合わせ先】

県庁農産課農産振興班 TEL : 086-226-7424